なぜ労基に入られるのか？

～働き方改革対応～

労働基準監督署の労働基準監督官は労働基準法等の法違反があるかどうかを調べるために事業所への立ち入り調査（臨検）をする権限が与えられています。臨検の結果、法違反などの問題があった場合には、是正勧告書という書面を交付され、指定された期日までに是正するよう勧告されます。臨検にはいくつかパターンが有り、監督官が定期的に事業所を無作為に調査するもの、労働者の申告によるもの、司法手続きとしての告訴、告発によるものがあります。よくあるケースとしては従業員の申告により臨検に入る場合が多く、退職した従業員による申告も有ります。是正勧告を無視すると最悪の場合、逮捕、送検される可能性があります。

　ではなぜ労基が調査を行うのか、どの観点を見ていくのか、事業主としてどのような対策を取ればいいか、、昨今の働き方改革対応を含め、岩手働き方改革推進支援センターにご協力いただき、社会保険労務士を講師に迎えセミナーを実施します。

１．日 時：　**令和５年２月１日（水）　14：00～15：30**

２．場 所：　大槌商工会　２階研修室

３．講 師：　外部講師を招聘します

４．申し込み： 下記の申込書により１月31日までにお申し込みください（参加費無料）

　　　　　　　　　　　定員30名　　※定員となり次第、締め切りとなります。

５．お問い合わせ：　大槌商工会　担当　佐々木・立花

ＴＥＬ：0193-42-2536　ＦＡＸ：0193-42-3424

　　　　　　　　　　　　　　　e-mail:otsuchi@shokokai.com

６．セミナー内容：

　　労働基準監督署の立ち入りに適切に対応できる労務対策について

　※個別相談ご希望の方には後日、専門家派遣により実施します。

参　加　申　込　書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 出席者役職・氏名 |  |
| 連絡先 | 電　話メール |
| その他ご相談したいことがあればご記入ください。 | １　個別相談希望２　その場でお聞きしたいこと（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |